

介護老人福祉施設入所契約書
個人情報保護方針
重要事項説明書

指定介護老人福祉施設 鶴寿荘

介護老人福祉施設 鶴寿荘 入所契約書

_____様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人鶴寿会理事長 小澤 宏（以下、「事業者」といいます。）は、利用者が介護老人福祉施設鶴寿荘（以下、「事業所」といいます。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護老人福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約は更新されるものとします。

（施設サービス計画の決定・変更）

第3条 事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

3 事業者は、3ヵ月又は要介護認定有効期間に1回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

（介護保険の基準サービス）

第4条 事業者は、介護保険給対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

（介護保険の基準外サービス）

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 酒・タバコ等の嗜好品の提供（最小限度）
 - 二 利用者に対する理美容サービス
 - 三 別に定めるところに従って行う利用者からの貴重品の管理
 - 四 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、重要事項説明書で別に定めるサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

第6条 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

- 2 第4条に定めるサービスについては、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業所に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は事業者が1ヶ月ごとに計算し、翌月10日以降に利用者に請求し利用者は請求当月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

（利用料金の変更）

第7条 前条第1項、2項、3項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日までにあらかじめ説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

（事業者及びサービス従事者の義務）

第8条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの徵収・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

前項に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、施設は利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

- 4 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを見覧させ、複写物を交付するものとします。

（守秘義務等）

第9条 事業者、サービス従事者又は従業者は、介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 事業者は、第18条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとします。

第四章 利用者の義務

（利用者の施設利用上の注意義務等）

第10条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、従業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第11条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第12条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因

して損害が発生した場合

- 二 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に對して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者若しくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 13 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、利用者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

第 14 条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援1、要支援2と判定された場合。
- 三 要介護認定において、要介護1又は要介護2と認定されたもので、特例入所の要件に該当しないと認められる場合
- 四 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 五 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 六 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 七 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの中途解約等)

第 15 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 利用者は、第7条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を

即時に解約することができます。

- 3 利用者が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は利用者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 5 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

(契約者からの契約解除)

第 16 条 利用者は、事業者若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者若しくは従業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者若しくは従業者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 17 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者が病院又は診療所に長期入院した場合、若しくは入院が見込まれる場合。
- 五 利用者が介護老人保健施設に入所した場合、若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

（契約の終了に伴う援助）

第 18 条 本契約が終了し、利用者が事業所を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

（利用者の入院に係る取り扱い）

第 19 条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

2 第 17 条四項による事業者からの契約の解除があった場合であっても、退院後、再び事業所に優先的に入所できるよう努めるものとします。又、事業所が満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

（居室の明け渡し及び精算）

第 20 条 第 14 条により本契約が終了する場合において、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 10 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。

2 契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める。）を事業者に対し支払うものとします。

3 契約者が第 18 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

4 第 1 項の場合に、1 カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 6 条第 5 項を準用します。

（身元引受人）

第 21 条 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物及び利用料金滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。

2 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある

場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。

- 3 身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取り、及び1ヶ月以内にその他の債務を履行するものとします。但し、身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的な事情であると判断した場合に限り、期限を延長することがあります。
- 4 事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業者の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。ただし、その引き渡しに係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。

(連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

- 2 前項の負担は、極度額200万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があった時は、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

(一時外泊)

第23条 利用者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、利用者は、外泊開始日の前日までに事業者に届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中のサービス利用料金については、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

(苦情処理)

第24条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対

して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。苦情を受け付ける窓口は重要事項説明書に記載したとおりです。

(協議事項)

第 25条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもつて協議するものとします。

(裁判管轄)

第 26条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は松山地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め同意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人鶴寿会（以下、「事業者」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの大変な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 当法人が委託をする医療・関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底するために、個人情報保護に関する規程類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。

4. 苦情の処遇

当法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

個人情報保護の利用目的

社会福祉法人鶴寿会（以下、「事業者」という）は、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人及び家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 事業者内部での利用目的

- ① 事業者が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる事業者の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所（ご利用開始・ご利用終了）等の管理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 事業者が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 事業者内部での利用に係る利用目的

- ① 事業者の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 事業者内において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 事業者内において行われる事例研究
- ② 事業者の活動啓発
 - ・ 行事・クラブ活動等当施設内及び外出時等における写真撮影・掲示やビデオ撮影

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 事業者の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関への情報提供

介護老人福祉施設 鶴寿荘

重要事項説明書

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

※当施設への入居は原則として要介護認定の結果、「要介護度3から5までの者」及び「要介護1又は2の方のうち、その心身の状況、その場に置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 鶴寿会
(2) 法人所在地 愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉635番地1
(3) 電話番号 089-985-0170
(4) 代表者氏名 理事長 小澤 宏
(5) 設立年月日 平成6年5月9日
(6) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護事業】平成12年3月17日指定

愛媛県3873500270号 定員20名

【通所介護事業】 平成12年3月2日指定

愛媛県3873500239号 定員20名

【居宅介護支援事業】 平成11年11月5日指定

愛媛県3873500080号

【特定施設入居者生活介護事業】 平成22年4月1日指定

愛媛県3873500908号 定員30名

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成12年4月1日指定 愛媛県3873500353号

(2) 施設の目的

介護老人福祉施設において、その専門性を生かし、ご利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等の介護サービスを提供することを目的とする。

- (3) 施設の名称 指定介護老人福祉施設 鶴寿荘

- (4) 施設の所在地等 愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉635番地1
電話 089-985-0170
- (6) 施設管理者 施設長 高橋昌志
- (7) 当施設の運営方針 特色ある施設作り。入居者の幸せを追求する。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
- (9) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設は、以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、原則として多床室ですが、個室などの他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	8室	一部居室トイレ付き
2人部屋	3室	一部居室トイレ付き
4人部屋	9室	一部居室トイレ付き
合 計	20室	
食 堂	2室	指定短期入所生活介護事業所と共に
機能訓練室	1室	平行棒、歩行器、滑車など（共用）
浴 室	3室	機械浴・特殊浴槽・一般浴槽（共用）
医務室・静養室	各1室	指定短期入所生活介護事業所と共に

○上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置
が義務づけられている施設・設備です。

☆ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況
により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況によ
り居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族と協
議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員
として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基
準を遵守しています。

〈主な職員の配置状況〉

- 管 理 者 … 常勤1名（兼務）
- 生 活 相 談 員 … 常勤3名（兼務）
ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 介 護 職 員 … 常勤15名 非常勤8名
ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談助言等を行います。
- 看 護 職 員 … 常勤2名 非常勤4名（内1名兼務）
主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが日常生活上の介護、介助等も行います。
- 機能訓練指導員 … 常勤1名（兼務）
ご利用者の機能訓練を担当します。
- 介護支援専門員 … 常勤1名（兼務）
ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 栄 養 士 … 常勤2名（兼務）
ご利用者の状態にあった食事の献立を作成します。
- 医 師 … 嘱託1名 内科
ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間	
1. 管理者（施設長） 生 活 相 談 員 機能訓練指導員 介護支援専門員 栄 養 士	8：30～17：30	
2. 医師（内 科）	毎週火曜日 隔週木曜日	13：00～15：00 13：00～15：00
3. 介 護 職 員	早出勤務 日勤勤務 遅日勤務 遅出勤務 夜勤勤務	7：00～16：00 8：00～17：00 9：30～18：30 12：00～21：00 21：00～ 8：00

4. 看護職員	日勤勤務 遅出勤務	8:30 ~ 17:30 9:30 ~ 18:30
---------	--------------	------------------------------

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

できるだけご自宅に近い環境で暮らせるよう、身の回りの品々をご持参ください。ただし、スペースの関係がございますので、大きな物についてはあらかじめ御相談下さい。

(2) 面会 面会時間 午前 9:00 ~ 午後 7:00

※来訪者は、必ず面会簿（事務所窓口）に記入してください。

※なお、来訪される場合、多量の食品や酒類の持ち込みはご遠慮ください。食事規制の方もおりますので、他のご利用者へのお裾分けはご遠慮下さい。また、職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、「外出外泊届」により事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出がなかった場合には、6(1)に定める「食事に係る自己負担額」を徴収致します。但し体調不良等緊急やむを得ない場合は、考慮させていただきます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙 施設内の喫煙スペースのみで喫煙ができます。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第4条・5条参照）

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書 第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況、および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

お食事時間 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・排泄に関する消耗品(オムツやパット等)は介護保険サービスの中でご用意いたします。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員を中心に介護・看護職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条参照）

次頁の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	個室	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
	多床室	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2. 介護保険から給付される金額(9割給付)	個室	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
	多床室	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3. サービス利用に係る自己負担額(1割負担)	個室	589	659	732	802	871
	多床室	589	659	732	802	871
4. 居室に係る自己負担額		個室：1,231円 多床室：915円				
5. 食事に係る自己負担額		1,600円/日				
6. 個別機能訓練加算Ⅰ		12円/日				
7. 個別機能訓練加算Ⅱ1		20円/月				
8. 看護体制加算Ⅰ1		6円/日				
9. 看護体制加算Ⅱ1		13円/日				
10. 褥瘡マネジメント加算Ⅰ		3円/月				
11. 褥瘡マネジメント加算Ⅱ		13円/月				
12. 科学的介護推進体制加算Ⅱ		50円/月				
13. 夜勤職員配置加算Ⅰ1		22円/日				
14. 排せつ支援加算Ⅰ		10円/月				
15. 看取り介護加算Ⅰ1		72円				
16. 看取り介護加算Ⅰ2		144円				
17. 看取り介護加算Ⅰ3		680円				
18. 看取り介護加算Ⅰ4		1,280円				
19. 初期加算		30円（入所から30日）				
20. 介護職員等処遇改善加算Ⅱ		1ヶ月総単位数の13.6%				

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ご利用者が、入院または外泊をされた場合は、上記利用料金にかわり下記の利用料金をお支払いいただきます。（※負担割合が1割の場合）

1. サービス利用料金（6日限度）	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 自己負担額（1-2） 1日あたり	246円

○入院中の居住費（1日あたり）

個室：1,231円	多床室：915円
-----------	----------

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方は、施設利用・居住費・食費の負担が軽減されます。

() 内は月額概数

対象者	区分	居住費 (住居の種類により異なります)		食費
		個室	多床室(相部屋)	
世帯全員が市町村民税非課税の方	生活保護受給者	利用者負担 第1段階	380円/日 (1.2万円)	0円/日 (0万円) 300円/日 (1.0万円)
	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第2段階	480円/日 (1.5万円)	430円/日 (1.3万円) 390円/日 (1.2万円)
	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第3段階①	880円/日 (2.7万円)	430円/日 (1.3万円) 650円/日 (2.0万円)
	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階②	880円/日 (2.7万円)	430円/日 (1.3万円) 1,360円/日 (4.1万円)
上記以外の方		利用者負担 第4段階	施設との契約により設定されます。	
			1,231円/日 (3.7万円)	915円/日 (2.8万円) 1,600円/日 (4.8万円)

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

(2) (1) 以外のサービス 介護保険の基準外サービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①理髪

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,200円

②貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関への届出印、定期預貯
金証書、年金証書等

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金台帳に記入し、3ヵ月に1回、出入金の内容及び残高を身元引受人へ郵送します。また、ご利用者および身元引受人から台帳及び通帳の開示を希望されたときは提示します。
- ・お預かりした貴重品は退所時に返還いたします。

利用料金：1ヵ月あたり 500円

なお、入院時等において、貴重品の保管管理をしている場合は、利用料金を請求させていただきます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。

i) レクリエーション行事

原則、施設が負担します。ただし、ご本人の趣味による個人所有となる物品等については自己負担として頂く場合があります。

ii) クラブ活動

書道、喫茶・遊々クラブ等（施設主催のクラブ活動については施設負担ですが、個々人の活動等については自己負担となります。）

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤その他自己負担となるサービスの料金

- ・ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約

終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご利用者の 要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
料金	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円

⑥複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は、管理者が必要と認めた場合に限り実費をご負担いただき提供します。

※1枚につき10円

⑦電気を必要とする物(テレビ、ラジオ等娯楽用)を持込まれる場合

※1日につき50円

⑧インフルエンザ等予防接種料 実費

⑨AEDの使用

ご利用者の心肺蘇生に伴い、AEDが必要と施設が判断する場合は、使用料は掛かりません。但し、それ以外で、ご家族が希望される場合には、使用料をご負担いただく場合があります。 使用料：17,000円

⑩エンゼルケア代（寝巻代含む）

利用料金：5,000円

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し翌月10日以降にご請求します。お支払いは、事業所の指定する方法にて翌月末までにお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	砥部病院
所 在 地	愛媛県伊予郡砥部町麻生40番地1
診 療 科	内科・脳神経外科・整形外科 他

医療機関の名称	友澤外科
所 在 地	愛媛県伊予郡松前町北黒田173-1
診 療 科	外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	塩崎歯科医院
所 在 地	愛媛県伊予郡松前町大字出作219

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第14条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業者の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの退所の申し出（契約書第16条参照）

契約の有効期間内であっても、ご利用者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、次の場合には即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく、本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約書第17条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が病院又は診療所に長期入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* ご利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

30日以上入院された場合は医師に判断を求め、3ヶ月以内の退院見込みがない場合には契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合であっても、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護を優先的に利用できるよう努めます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者及び身元引受人の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、ご利用者及び身元引受人の同意を得た上で、以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

但し、退所時等相談援助加算として下記の金額を別途申し受けます。

① 退所前訪問相談援助加算 1回460円(入所中2回を限度)

② 退所後訪問相談援助加算 1回460円(退所後1回を限度)

③ 退所時相談援助加算 1回400円

④ 退所前連携加算 1回500円

8. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。

③ ご利用者が受けている要介護認定有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。

④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

⑥ 事業者及び施設職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

（守秘義務）

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

9. 損害賠償について（契約書第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に

限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 身元引受人（契約書第21条参照）

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

ご利用者の入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)は、2週間以内に身元引受人に引き取っていただきます。尚、期限を過ぎても、身元引受人が残置物の引き取りを履行しないときは、身元引受人に連絡のうえ、残置物を強制的にお引渡しいたします。また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

11. 連帯保証人（契約書第22条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額200万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

12. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）：山下慎吾
- 受付時間 8:30～17:30 (TEL) 089-985-0170
(FAX) 089-985-0360

苦情は口頭でも受け付けますが、鶴寿荘玄関口には「意見箱」を設置しています。

- 苦情解決責任者：施設長 高橋昌志

苦情受付窓口（担当者）より報告を受け軽微な行為に関する苦情の場合はご利用者またはご家族に対し口頭等による回答を致します。苦情が重大な不当行為に関する場合は第三者委員及び行政担当課に報告するとともに、苦情対策委員会を招集し、第三者委員の助言をうけて対応について検討致します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

①ご利用者の保険者（出身市町村等）の介護保険担当課

※松前町の場合：松前町保険課介護保険係

所在地 伊予郡松前町大字筒井631番地

TEL089-985-4115

※松山市の場合：松山市役所介護保険課

所在地 松山市二番町4丁目7-2

TEL089-948-6949

※伊予市の場合：伊予市役所長寿介護課

所在地 伊予市米湊820

TEL089-982-1111

※砥部町の場合：砥部町介護福祉課介護保険係

所在地 伊予郡砥部町宮内1392

TEL089-962-7255

②愛媛県国民健康保険団体連合会

所在地 松山市高岡町101番地1

TEL089-968-8700 FAX 089-968-8717

(3) 苦情解決第三者委員

氏名	住所	電話番号
田中きよ美	松前町筒井 1123	985-2740
船山恵子	松前町昌農内 479-4	984-3677

苦情申し立てに対して、苦情申し出人と事業所の中立的立場で助言及び意見等を述べると共に双方の話し合い等に立会い、円満解決をはかります。

13. 事故発生時の対応について

①当事業者は、利用者に対する事業の提供中に、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行います。

②当事業者は事故が発生した場合には当該事実を報告・記録しその分析を行い改善策を従業員に徹底いたします。

③当事業者は、事故防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行います。

④当事業者は、利用者に対する事業の提供中に、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

14. 虐待防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ② 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：施設長 高橋昌志
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 非常災害対策について

当事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

- (1) 非常災害対策の具体的計画については、施設内の見やすい場所に掲示します。
- (2) 避難訓練を年に2回実施します。

介護老人福祉施設入所にあたり、ご利用者に対して契約書及び重要事項説明書、個人情報保護方針に基づいて説明を行いました。

事業者

所在地 愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉635番地1
名 称 指定介護老人福祉施設 鶴寿荘

説明者

印

契約書及び重要事項説明書及び個人情報保護方針を確認したうえで、双方の同意が得られましたので上記の通り契約を締結します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

(事業者) 住 所 愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉635番地1
事業者名 指定介護老人福祉施設 鶴寿荘
(介護保険事業所番号 3873500353)

代表者名 理事長 小澤 宏 印

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印

(身元引受人及び連帯保証人)

住所 _____

氏名 _____ 印

※利用者の個人情報の使用について、同意します。

(家族代表)

住所 _____

氏名 _____ 印